

議第 41 号

平成29年度 近江八幡市一般会計補正予算 (第8号)

平成29年度近江八幡市の一般会計補正予算 (第8号) は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

平成30年2月28日提出

近江八幡市長 富士谷 英正

第1表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	市庁舎整備事業	55,708
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳事業	12,684
3 民生費	1 社会福祉費	民間心身障害児者社会福祉施設整備事業	19,059
6 農林水産業費	1 農業費	担い手育成支援事業	44,795
6 農林水産業費	1 農業費	土地改良事業	25,942
8 土木費	2 道路橋りょう費	社会資本整備市道改良事業	125,041
8 土木費	4 都市計画費	安土城下町地区整備事業	33,010
8 土木費	4 都市計画費	新エネルギーパーク整備事業	267,000
8 土木費	5 住宅費	市営住宅計画営繕事業	17,118
10 教育費	2 小学校費	小学校施設整備事業	1,226,103
10 教育費	5 社会教育費	伝統的建造物群保存事業	9,200
10 教育費	5 社会教育費	資料館及びかわらミュージアム運営管理事業	3,001
11 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	その他市道改良事業	21,000
合 計			1,859,661

提案理由

総務費、民生費、農林水産業費、土木費、教育費及び災害復旧費において、明許繰越が発生するため、翌年度に使用できる経費を繰越明許費として追加する。